

服従審査実施要領

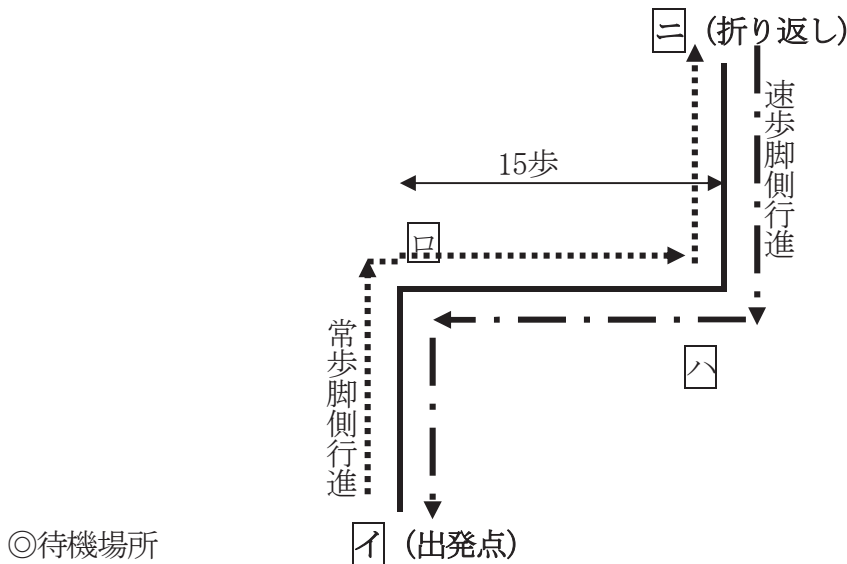
1 審査訓練科目

- (1) 行進中の服従態度（コースを常歩・速歩で往復する。）
- (2) 遠隔による服従態度（伏臥・立て・停座）
- (3) 物品持来（ダンベル等）

2 審査進行要領

(1) 行進中の服従態度

審査員の指示を受けてから、「イ」を出発点として、「ロ」「ハ」「ニ」と常歩脚側行進する。「ニ」点到達後、留まることなく右回りをして折り返し、その場から速歩に移り、「ハ」「ロ」「イ」と戻り、右回りをして犬を脚側停座させる。



(2) 遠隔による服従態度

出発点で犬を停座させ、常歩脚側行進により15歩進行し、方向転換（回転方向自由）して犬をその場に停止（立止）させた後、指導者のみ出発点に戻る。

犬と対面後、「伏せ」の号令により遠隔指示を行い、「立て」の号令により遠隔指示を行い、「座れ」の号令により遠隔指示を行い、脚側停座させる。

出発点

伏臥（伏せ）

◎

○ 立て（立て）

常歩脚側行進 15 歩

停座（座れ）

(3) 物品持来

持ち込みのダンベル等の使用について申告する。(出発点に備付ダンベル等配置)

指導者は犬を脚側に停座させ、審査員の指示を受けてからダンベル等を7 m以上投げ、審査員の指示を受けて、犬に「持ってこい」の命令で出発、持来させる。

犬が物品を持来したならば、直前に対面停座させ、審査員の指示を受けて、正面で物品を受け取り、次に審査員の指示で犬を左脚側につける。

